

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
規制の名称	長屋又は共同住宅の延焼防止措置の合理化(規制緩和)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課
評価実施時期	平成31年4月11日
規制の目的、内容及び必要性等	近年の建築技術の発展や技術的知見の蓄積を受け、建築物の安全性を適切に確保しつつ、より自由度の高い設計を可能とするため、長屋又は共同住宅において、スプリンクラー設備の設置等の一定の防火措置を講じた場合には、各戸の界壁を小屋裏又は天井裏に達せしめなくてもよいこととする等の規制の合理化を行う。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	長屋又は共同住宅の各戸の界壁を小屋裏又は天井裏に達せしめず、代わりにスプリンクラー設備を設置する等の延焼防止措置を講じる建築物の建築主等において、当該設計に係る工事費用が発生する。
(行政費用)	各特定行政庁において、建築確認の際に長屋又は共同住宅の各戸の界壁が小屋裏等に達しているかを審査する費用が不要となる一方、スプリンクラー設備等の設置に係る基準適合性を審査する費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	長屋又は共同住宅において、スプリンクラー設備を設置するなど一定の防火措置が取られている場合においては、各戸の界壁を小屋裏又は天井裏に達せしめるための費用が不要となるほか、より自由度の高い設計が可能となる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
費用と効果(便益)の関係	当該規制緩和に伴い一定の費用は発生するものの、長屋又は共同住宅において、一定の防火措置が取られている場合においては、各戸の界壁を小屋裏等に達せしめなくてもよくなることに伴い、当該建築物の建築主等における工事費用の負担が減少するほか、より自由度の高い設計を行うことが可能となるため、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。
代替案との比較	各戸の界壁を小屋裏等に達せしめなくてもよいこととする長屋又は共同住宅の範囲をさらに拡大することも考えられるが、現段階では技術的知見の蓄積を踏まえた安全性の確認がなされていないため、本規制緩和案が妥当である。
その他関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	建築基準法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行から5年を経過した時点において、事後評価を実施する。
備考	